

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 17



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 3

- 漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則 (※) (漁港漁場課取扱い) 4

### 訓 令

- 鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理課取扱い) 5
- 鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理課取扱い) 6

### 告 示

- 売春防止法の規定により委嘱する婦人相談員の身分証明書の制定の廃止 (※) (子ども家庭課取扱い) 7

## 規 則

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第32号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第74号) の一部を次のように改正する。

表中「新型コロナウイルス感染症感染防止対策課, 生活衛生課」を「感染症対策課, 生活衛生課」に, 「畜産課, 施設調整課」を「畜産振興課, 家畜防疫対策課」に, 「新型コロナウイルス感染症感染防止対策課, 障害福祉課, 子ども家庭課, 高齢者生き生き推進課」を「感染症対策課, 高齢者生き生き推進課, 障害福祉課, 子育て支援課」に改める。

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「子育て・高齢者支援総括監」を「子ども政策局長」に, 「危機管理防災局長 国体・全国障害者

スポーツ大会局長」を「危機管理防災局長」に,

「	議会事務局	事務局長	を
	人事委員会事務局	事務局長	

「	議会事務局	事務局長	に
---	-------	------	---

改める。

別表第 1 の 2 中

教育委員会事務局	教育委員会が指定する参事	を に
教育委員会事務局	教育委員会が指定する参事	
人事委員会事務局	事務局長	

改める。

別表第 2 中 「医療技監  
新型コロナウイルス感染症総括監」 を 「子ども政策局次長  
医療技監」 に、 「危機管理  
国体・全  
競技力向

防災局次長

国障害者スポーツ大会局次長 を 「危機管理防災局次長」 に、 「奄美群島振興開発総括監  
上等総括監

を 「奄美群島振興開発総括監  
地域企業振興監」 に改める。

別表第 3 中 「家畜防疫対策監  
畜産国際経済連携対策監」 を 「畜産流通対策監」 に、 「かごしま県民交流セ

ンター男女共同参画推進課長」 を 「かごしま県民交流センター男女共同参画推進課長  
女性相談支援センター所長」 に、

「若駒学園副園長  
女性相談センター所長」 を 「若駒学園副園長」 に改める。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第 3 条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則 (昭和 44 年鹿児島県規則第 50 号) の一  
部を次のように改正する。

第 14 条 第 1 項 第 1 号 中 「100 分の 121.5 以上 100 分の 210」 を 「100 分の 119 以上 100 分の 205」  
に、 「100 分の 143.5 以上 100 分の 250」 を 「100 分の 141 以上 100 分の 245」 に改め、 同項 第 2 号  
中 「100 分の 112.5 以上 100 分の 121.5」 を 「100 分の 110 以上 100 分の 119」 に、 「100 分の 132.5  
以上 100 分の 143.5」 を 「100 分の 130 以上 100 分の 141」 に改め、 同項 第 3 号 及び 第 4 号 中  
「100 分の 103.5」 を 「100 分の 101」 に、 「100 分の 123.5」 を 「100 分の 121」 に改める。

第 15 条 第 1 項 第 1 号 中 「100 分の 51」 を 「100 分の 49.75」 に、 「100 分の 62」 を 「100 分の  
60.75」 に改め、 同項 第 2 号 及び 第 3 号 中 「100 分の 49.25」 を 「100 分の 48」 に、 「100 分の  
58.5」 を 「100 分の 57.25」 に改める。

(鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 4 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和 46 年鹿児島県規則第 23 号) の一部  
を次のように改正する。

別表中 「くらし保健福祉部医師・看護人材課屋久島町駐在機関」 を 「保健福祉部医師・看  
護人材課屋久島町駐在機関」 に、

大島郡	大和村	大島支庁総務企画部大和村駐在機関	を
	瀬戸内町	くらし保健福祉部医師・看護人材課瀬戸内町駐在 機関 大島支庁瀬戸内事務局 大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在 機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在 機関	
大島郡	瀬戸内町	保健福祉部医師・看護人材課瀬戸内町駐在機関	

	大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在 機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在 機関	
--	--	--

に、

「くらし保健福祉部医師・看護人材課薩摩川内市駐在機関」を「保健福祉部医師・看護人材課薩摩川内市駐在機関」に、「くらし保健福祉部医師・看護人材課奄美市駐在機関」を「保健福祉部医師・看護人材課奄美市駐在機関」に、「大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在」を「大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在」に、「くらし保健福祉部医師・看護人材課南大隅町駐在機関」を「保健福祉部医師・看護人材課南大隅町駐在機関」に改める。

(初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正)

第 5 条 初任給, 昇格, 昇給等に関する規則 (昭和 60 年鹿児島県規則第 67 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中「県税徴収対策官」を「県税徴収対策官 (4 級)」に、「指導監査員」を「指導監査員 (4 級)」に、「専門調査員」を「専門調査員 (4 級)」に、「技術補佐 (4 級)」を「技術補佐 (4 級) 地域企業支援官 (4 級)」に、「児童福祉専門員」を「児童福祉専門員 (4 級)」に改め、同表 5 級の項中

「総括県税徴収対策官  
主幹 (5 級)  
技術主幹 (5 級)  
参事付 (5 級)」

を

「総括県税徴収対策官  
主幹 (5 級)  
技術主幹 (5 級)  
県税徴収対策官 (5 級) に、「支所長代理」を「地域企業支援官 (5 級) 支所長代理」に、「主任指導監査員 (5 級)  
参事付 (5 級)  
専門調査員 (5 級)」

「専門普及指導員 (5 級)」を「主任専門普及指導員 (5 級) 児童福祉専門員 (5 級)」に改め、同表 6 級の項中「室長 (6 級) を「室長 (6 級) 監 (6 級)」に改め、同表 7 級の項中「支庁の部長」を「支庁の部長 監 (7 級)」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 33 号

鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則 (平成 7 年鹿児島県規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 10 号の 3 中「職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの」を削り、同号イ中「子」を「職員が養育する子」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第34号

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則

（鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則）

第1条 鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第2条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年鹿児島県規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第1条中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

第2条第4号中「第38条」を「第38条第1項」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第4号様式中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第3条 鹿児島県自然環境保全条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号ウ(キ)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

第19条第1号オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号カ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第15号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則の一部改正）

第4条 鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則（昭和63年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「漁港法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号ク及びサ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第10号イ中「第22条の11第1号」を「第63条第1項第1号」に改め

る。

第 21 条第 1 項第 2 号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の漁港漁場整備法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**訓 令**

**鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号**

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県災害対策本部長  
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和 38 年鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「国体・全国障害者スポーツ大会局長」を「子ども政策局長」に改める。

別表第 1 中

「

くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
------------	-----------

を

「

保健福祉対策部	保健福祉部長
子ども政策対策部	子ども政策局長

」

に改め、同表国体・全国障害者スポーツ大会対策部の項を削る。

<p>別表第 3 中</p> <p>「出国土農商く 体 ・ 全 納国木政労し 障 害 者 働 保 者 働 健 対ス対対水 福 ポ ー ツ 産 祉 策大策策対 対 会 対 策 策 部 部 部 部 部」</p>	<p>を</p> <p>「出土農商子保 工ど健 納木政労も 福 働 政 祉 産 対 策策策対 策 策 策 策 部 部 部 部 部」</p>
---	---

に改める。

「危  
機  
管  
理  
防  
災  
対  
策  
部  
・  
保健福祉対

別記第 2 号様式の表人的被害の項中 を 保健福祉対 に改め、同表衛生関係の被害の

く 策部  
ら 子ども政策  
し 対策部 』  
保  
健  
福  
祉  
対  
策  
部 』

「保  
健  
福  
祉  
対  
策  
部  
・  
子  
ど  
も  
政  
策  
対  
策  
部 』  
項中 を に改める。  
「く  
ら  
し  
保  
健  
福  
祉  
対  
策  
部 』

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県国民保護対策本部長  
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県国民保護対策本部規程（平成18年鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
------------	-----------

を

「

保健福祉対策部	保健福祉部長
子ども政策対策部	子ども政策局長

」

に改め、同表国体・全国障害者スポーツ大会対策部の項を削る。

「出国土農商く 体 ・ 工ら 全 工ど健 納国木政労 し 障 保 害 働 働 福	「出土農商子保 工ど健 納木政労も 働 働 福
--	----------------------------------

別表第 3 中 者 健 政  
 対ス対対水 を 対対対水 祉 に改める。  
 ポ 福 策  
 ー 産 産 策  
 ツ 祉 産 対  
 策大策策対 策策策対  
 会 対 策 策 策  
 対 策 策 策  
 策 策 策  
 部部部部部部」 部部部部部部」

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第305号

平成12年 3 月 28 日鹿児島県告示第396号（売春防止法の規定により委嘱する婦人相談員の身分証明書の制定）は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一